

第396回

五島海区漁業調整委員会議事録

月 日：令和4年12月6日（火）

場 所：五島振興局4階A会議室
長崎県五島市福江町7番1号

第396回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和4年12月6日(火) 9時45分から10時48分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階A会議室
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和4年11月25日(金)
【発送年月日: 令和4年11月28日(月)】
4. 公示日 : 令和4年11月25日(金)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、
杵岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に
公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、川上委員、
草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
7. 欠席委員 : なし
8. 臨席者 : なし
9. 事務局 : 大隈事務局次長、水田係長、中島書記
10. 議 題 :
 - 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量
の設定について(諮問)
 - 第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について
(諮問)
 - 第4号議案 海区漁業調整委員会指示「イカナゴ(カナギ)撒餌釣
漁業の制限」の発動について
 - その他(1) 令和4管理年度におけるまあじの追加配分について
 - その他(2) 委員会指示に従うべきことの命令について
 - その他(3) 遊漁者が行うアミ撒き餌釣りの制限について

第376回 五島海区漁業調整委員会

日時：令和4年12月6日（火）9時45分から10時48分まで

場所：五島振興局4階A会議室 長崎県五島市福江町7番1号

事務局	定刻となりましたので、ただいまから、第396回五島海区漁業調整委員会を開催します。 開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。
熊川会長	（挨拶）
事務局	ありがとうございました。
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は、10名中10名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「川上委員」と「大久保委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「川上委員」と「大久保委員」をお願いします。
熊川会長	本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問） 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） 第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問） 第4号議案 海区漁業調整委員会指示「イカナゴ（カナギ）撒餌釣漁業の制限」の発動について その他（1）令和4管理年度におけるまあじの追加配分について その他（2）委員会指示に従うべきことの命令について その他（3）遊漁者が行うアミ撒き餌釣りの制限について

となっております。

熊川会長 それでは、第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2ページをご覧ください。
県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。
（第1号議案の諮問文 朗読）
（資料説明）
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）につきまして、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）につきまして、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第1号議案を終了します。

熊川会長 続いて、
第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料19ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

(資料説明)

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員 今、長崎県マイワシの漁獲枠の設定は現行水準、目安として9,520トンということですが、目安とされる漁獲枠一杯となった時の処理はどうなっているのか、教えて頂きたい。

事務局 目安とされる漁獲枠を超えそうな時には注意喚起を行います。また、目安とされる漁獲枠を大幅に超える場合には指導を行う、となっております。

草野委員 マイワシの場合、漁獲量の割当は「現行水準」となっている。トン数の制限はないわけでしょう。トン数の制限はないのに、目安としての水準はある。目安はあくまで目安であって、それをオーバーしたからと言って、制限をかけるのかどうなのか、という話です。

今から、ブリに漁獲量制限が掛かった場合に、マイワシと同じようになる可能性が出てくる分けですよ。定置の水揚げの場合は何十トン、何百トンというトン数制限が掛かる。しかし、一般の釣りとかは「現行水準」ということで、漁獲割当はないと思うんですよ。そういった可能性があるもので、どういうふうに対処するのかを聞いておきたい。「現行水準」の漁獲をオーバーした時にストップを掛けられるのか、どうなのかという話です。漁獲枠ははっきりトン数で制限した場合、もうこれまでですよ、という制限措置がなされる。しかし、「現行水準」の場合、ピシッとした納得できる制限措置ができるのか、県の方針をお聞きしたい。

事務局 漁獲量は例えばマイワシについても、毎月細かく把握しています。漁獲枠を超えそうな時には注意喚起を行い、現行水準を超えないような対策を取るようになるかと思えます。

草野委員 国からの漁獲制限は掛かっていない分けでしょう。「現行水準」ということで、目安はあるけれど、漁獲制限は掛かっていない分けでしょう。

事務局次長 草野委員がご指摘のとおり、今、マイワシで漁獲量の割当は「現行水準」となっています。今、マイワシの漁獲量は漁獲枠をオーバーしていますが、

県からは注意喚起だけで、罰則や強制的な漁獲ストップを伴うものではありません。

現実に1号議案で掛けさせて頂いた資源管理方針、この資源管理方針の中に別紙1、2があります。別紙1、2の中には数量管理をどうするかが書かれていて、例えばクロマグロであれば最終的に漁獲のストップを掛けることとなります。マイワシ及びブリについて、今どうかと問われると、仮に「現行水準」を超えたとしても、県としては注意喚起しか行えません。ただ今後、TACの業務が本格化して、「現行水準」ではなくて、具体的な数量割当となった際には、資源管理方針の中に具体的な措置が書き込まれることになるかと思えます。そうなりますと、もしかしたらブリの場合、定置網であればストップという話になるかもしれませんし、釣りであれば「現行水準」をオーバーしても今のところ注意喚起しかできない仕組みとなっておりますが、今後、マイワシ・ブリのTACをどうするのかという話が進んで行く中で、資源管理方針の改定という動きになるかと思えますので、その際に改めて関係者への説明および委員会への諮問をさせて頂くことになるかと思えます。まだ我々も具体的な方針は存じておりません。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）につきまして、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）につきまして、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。

以上で、第2号議案を終了します。

熊川会長 続いて、第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の27ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いてお

りますので朗読いたします。

(諮問文朗読)

(資料説明)

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第3号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

吉村委員 これは新規の漁業許可なのですか。

事務局 漁業許可は継続許可と公示許可に分かれております。多くの漁業許可は継続許可とあって、同じ方が同じ船で、許可期間が満了を迎えて更新をするという形ですので、漁業調整委員会で公示の期間等を定める必要はありません。

五島海区で事例はありませんが、他海区の潜水器漁業では毎年操業区域が変わったりする事例があったりして、潜水器漁業が継続許可の対象となっておらずに、同じ方が更新する場合であっても漁業調整委員会に対して、新規許可の申請と同じ扱いをすることとなっております。

今回申請される方については、今許可を持っている方と別の方が許可申請をされるというお話は事前に伺っております。

吉村委員 共同漁業権の中で、浜串漁協の組合員等で潜水器漁業の許可を持っている人はいるのか。

事務局 共同漁業権五共第9号、34号、35号の区域で、潜水器漁業の許可を持たれている方はいます。資料28ページの表の中ほどに、漁業を営む者の資格という欄がありまして、浜串漁協の潜水器漁業の場合は、長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する漁業者となっておりますので、この住所要件を満たしている方で、かつ、漁協の同意が取れる方が許可申請をされるという形になります。

吉村委員 浜串漁協の組合員という制限はないのか。

事務局 住所要件と今回の場合は同意書の添付が必要となっております。こういった要件を満たしておりましたら、許可がおりる形となっております。

吉村委員 サザエとかアワビで、サイズとかの制限はないか。

事務局 サイズについては県の漁業調整規則の中に、全長等の制限などのルールがありますので、こういったルールに基づいて採捕される形になります。

草野委員 浜串漁協の共同漁業権内で、浜串漁協の同意はいらぬのか。

事務局 浜串漁協の同意が必要です。資料 28 ページの表の右から 2 つ目の列が必要書類となっておりますので、この列の下から 2 つ目「⑥漁業権者等の同意書」、これが共同漁業権の免許を受けられている浜串漁協の同意書となります。

熊川会長 同意書はもう貰っているのか。

事務局 同意書は申請時に頂く書類となっておりますので、同意書を頂くのはこれからです。

高山委員 既存の許可取得者は何名かいるのでしょうか、許可取得者はこの新規の方を含めて合計で何名になるのか。

事務局 浜串地区の潜水器漁業の許可は、許可枠 1 名に対して許可取得者 1 名です。

浜崎委員 先程の住所要件の説明で、住所要件は「長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する漁業者」となっている。この許可は浜串漁協の管内で許可を取ることになるのでしょうか、この許可は員外者を対象としても、漁協の同意があれば許可を OK にするということですよ。こういった許可を出した漁協の事例は今までありますか。

事務局 員外の方に許可を出している事例ということで、よろしいでしょうか。

浜崎委員 そのとおりです。

事務局 五島振興局専決許可では当方で把握している事例はありませんが、本庁管轄のイカ釣り漁業の許可では員外者に許可をしている事例もあります。
補足しますと、住所要件については許可方針を令和 2 年の漁業法改正のタイミングで検討する時に、関係漁協と協議のうえ設定しています。新上五島町という住所要件で問題ないということで、このような住所要件となっています。

事務局次長

ところで、今想定している申請者と全く別の員外者の方が申請をして、競合するケースも考えられます。ただその場合ですが、県としては知事許可にあたっての優先順位即ち基準を設けています。地域の漁業振興や資源管理のことを考えると、まずは当該漁協の推薦を付けてもらった人の方を優先することになります。今想定されている申請者と全く別の員外者の方がいきなり申請をしてきた場合、我々が基準に基づき審査をすることになります。予定どおりの申請が行われる限りは、想定されている方を優先することになると思われます。先程草野委員から質問がありました漁業権者の同意書というところでもフルイに掛けられることになります。

吉村委員

浜串漁協の共同漁業権の中に、アワビとかサザエを潜水士が潜って獲るだけの量がある分けですよ。現在どこの漁協にも第1種共同漁業権行使規則に基づく素潜り漁業による採捕はあるが、潜水器漁業の許可は余り無いわけで、潜水器具まで使って獲るのはどうなのか。

事務局

ご指摘のとおり、潜水器漁業の許可がある共同漁業権と許可がない共同漁業権があります。

吉村委員

元々、海藻類が減ってしまって、藻場が無くなってしまって、アワビとかを放流している所も一部あるが、そういう環境の中で敢えて潜水器具まで使って獲る許可を出すというのは如何なものか。

第1種共同漁業権行使規則に基づく素潜り漁業はうちの漁協（若松町中央漁協）にもある。この潜水器漁業の許可は密漁の元にならないか。他所から潜水器具を持って来て泳いで獲ったりしたら。浜串地区に行ったら潜水器具を使って獲れるんだということで、他所からもどんどん来ることになるのではないか。

事務局

浜串地区では潜水器漁業の許可を持った方でないと、潜水器漁業を営めないことになっています。

吉村委員

周りは知らないと思うよ。

草野委員

ちなみに五島海区で潜水器漁業の許可を出している所は他にありますか。

事務局

下五島地区ではありませんが、上五島地区には4種類の潜水器漁業の許可があります。

吉村委員 有川町漁協では潜水器漁業の許可はあるか。

浜崎委員 有川町漁協には潜水器漁業の許可はありません。昔から資源管理と申しますか、潜水器漁業を行える藻場も無くなっているのです、そういうのを考えながら、潜水器漁業は禁止となっている。

吉村委員 基本的にこのような許可は無くした方が良く思う。

熊川会長 今から浜串漁協の同意を正式に取るのでしょうか。

事務局 漁業調整委員会に新規の許可の公示を諮問する際には、まず漁業調整委員会の開催が決まってから各漁協の許可担当者に対して、漁業調整委員会が開催されますけど、新規許可の希望はありますか、という確認を取ったうえで、各漁協の許可担当者から新規許可の希望が上がってきたものを許可枠とかの兼ね合いをみながら、漁業調整委員会に掛けております。実際に同意書は許可申請期間が始まってから、許可希望者が漁協へ依頼するという形になります。今回の許可で、浜串漁協が全く知らないという話ではないです。

吉村委員 密漁で摘発されたりといったことが、潜水器を使って頻繁にあるではないですか。

事務局次長 吉村委員から言われている密漁の問題は確かに聞くことがあります。しかし、それは許可漁業と直接的には関係がない話になるかと思えます。潜水器漁業の許可を受けた人の有無に関わらず、密漁者は来る時には来ているという話ですので、そこは分けて考えて頂ければと思います。

松尾委員 浜崎委員がおっしゃられたように、共同漁業権内で員外の方でも漁協の同意書があれば許可を取れるという分けですよね。

事務局 許可枠とかの前提条件はありますが、許可枠があり、住所要件を満たしていて、例えば共同漁業権内の許可であれば、漁協からの同意書等の添付がなされており、必要書類が揃っていれば、知事許可を出すことは可能です。

松尾委員 潜水器漁業の許可だけでなく、他の知事許可でも同様に、員外者へも許可を出せるのか。

事務局 松尾委員のご指摘のとおりです。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第3号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第3号議案を終了します。

熊川会長 次に、第4号議案 海区漁業調整委員会指示「イカナゴ（カナギ）撒餌釣漁業の制限」の発動について、を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料31ページをご覧ください。
（資料説明）
以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第4号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第4号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第4号議案 五島海区漁業調整委員会指示「イカナゴ（カナギ）撒餌釣漁業の制限」の発動については、原案どおり委員会指示を発動することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第4号議案 委員会指示「イカナゴ(カナギ)撒餌釣漁業の制限」の発動
については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

熊川会長 続いて、その他の件(1)令和4管理年度におけるまあじの追加配分
について、事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の35ページをご覧ください。
(資料説明)
以上で説明を終わります。

熊川会長 ただいま、その他の件(1)令和4管理年度におけるまあじの追加配分
について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご
発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 続いて、その他の件、(2)委員会指示に従うべきことの命令について、
事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の46ページをご覧ください。
(資料説明)
以上で説明を終わります。

熊川会長 ただいま、その他の件(2)委員会指示に従うべきことの命令について、
説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお
願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 最後に、その他の件(3)遊漁者が行うアミ撒き餌釣りの制限について、
事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の58ページをご覧ください。
(資料説明)

以上で説明を終わります。

熊川会長 ただいま、その他の件（3）遊漁者が行うアミ撒き餌釣りの制限について、説明がありました。何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 これで、本日予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。

事務局 次回の開催予定は、1月下旬から2月上旬頃、主な議案は、漁業権一斉切替にかかる共同漁業、定置漁業そして区画漁業の免許内容等の事前決定について（諮問）を予定しています。

熊川会長 このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。

お忙しい中のご出席、ありがとうございました。